

千葉県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

平成30年1月4日

千葉市長 熊谷俊人

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社 暮らしの里	千葉県東金市田間3-34-3	グループホーム 暮らしの里はなみずき苑	千葉市緑区越智町822-63	平成29年9月30日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1-4-14	アースサポート 千葉中央	千葉市中央区今井2-18-17	平成29年12月31日
株式会社クラーチ	東京都港区虎ノ門1-2-3 虎ノ門清和ビル10F	クラーチ居宅介護支援事業所千葉	千葉市中央区松波1-11-3 石橋松波ビル1A	平成29年11月30日
株式会社さくらグループ	千葉市稲毛区宮野木町1286-82	ヒューマンライフケアさくら2号館	千葉市稲毛区宮野木町1480-1-9	平成29年3月31日